

## 平成28年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

### ○議事日程〔第4号〕

平成28年12月15日（木曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

#### 日程第1 一般質問

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（18名）

1 番	安 達	か	ず	み
2 番	中 尾			勉
3 番	黒 田	健		一
4 番	甲 斐	明		美
5 番	井ノ口	憲		治
6 番	阿 部	輝		之
7 番	土 谷	信		也
8 番	近 藤	紀		男
9 番	成 重	博		文
10 番	安 達			隆
11 番	松 本	博		彰
12 番	河 野	徳		久
13 番	安 東	正		洋
14 番	北 崎	安		行
15 番	河 野	正		春
16 番	山 本	博		文
17 番	菅	健		雄
18 番	大 石	忠		昭

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	水 江 和 徳
主幹兼庶務係長	次郎丸 浩 一
議事係 長	板 井 保 明
主 任	小 門 敏 宏

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
市参事兼市民課長	山 田 真 一
総務課 長	佐 藤 之 則
財政課 長	飯 沼 憲 一
企画情報課 長	藤 重 深 雪

地域活力創造課長	川 口 達 也
税 務 課 長	近 藤 幸 一
保 険 年 金 課 長	丸山野 幸 政
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子育て・健康推進課長	安 田 祐 一
ウェルネス推進課長	伊 南 富 士 子
人権・同和対策課長	清 水 栄 二
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農業ブランド推進課長	吉 止 勝 幸
耕 地 林 業 課 長	都 甲 賢 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	大 力 雅 昭
会計管理者兼会計課長	尾 形 稔
選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長	
	土 谷 恒 男
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	宗 直 長
消 防 長	榎 本 久 光
総務課 人事給与係長	伊 藤 昭 弘
総務課 総務法規防災係長兼秘書係長	
	近 藤 毅

### 教育委員会

教 育 長	河 野 潔
教育庁総務課長兼地域総務一課長	
	安 藤 隆 治
教育庁学校教育課長	小 川 匡
教育庁文化財室長	板 井 浩

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

選挙管理委員会事務局長、土谷恒男君。

○選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長（土谷恒男君） おはようございます。答弁の訂正をさせていただきますと思います。

昨日の大石議員の一般質問の内、投票率の引き上げについての答弁の中で、19歳の投票率が35.06パーセントと申し上げましたが、正しくは、18歳で高校を卒業されている方の投票率が35.06パーセントに訂正させていただきますと思います。

以上です。

○議長（安達 隆君） 日程第1、一般質問を行います。

12月15日

一般質問通告表の順序により、4番、甲斐明美君の発言を許します。

4番、甲斐明美君。

**○4番(甲斐明美君)** おはようございます。4番、日本共産党の甲斐明美です。

1項目め、子ども医療費について、①についてです。

私は、市議に当選後より、子ども医療費、中学卒業まで通院費も無料化をということで、要求を続けて2年になります。最近、私の議会報告を見ている新興住宅の若い方たちから「まだ無料にならないのですか」と言われ、その時、通りがかりの男性からは、「署名活動でも何でもして、早く無料になるようにしてあげて」と、子育てに協力的な気持ちをいただきました。本市も、小学校に上がるまでは手厚く子育て応援をしていますが、残念ながら小学校に入ってから医療費がかかります。親の経済力が落ちている市民の現状がある中、やはり病気の時は、お金の心配なく安心して医療を受けさせるべきではないでしょうか。

市長にお伺いしたいと思います。子ども医療費、中学卒業まで通院費も無料に、3市で足並みを合わせてでも来年度から無料化を実施してほしいと思いますが、3市の市長で真剣にいつどこで話し合いをしたのか、どういうふうになっているのか、市長にお答えをお願いします。

**○議長(安達 隆君)** 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

**○子育て・健康推進課長(安田祐一君)** 甲斐議員の子ども医療費についてのご質問にお答えいたします。

子ども医療費の助成につきましては、子育て支援の有効な支援の一つとして、現在、未就学児の入院、通院、歯科・調剤に係る医療費及び、小中学生の入院に係る医療費の自己負担分の助成を実施しているところでございます。

子ども医療費助成制度の拡充につきましては、これまでの議会でご答弁申し上げておりますように、子育て支援において非常に重要な課題でございますので、国・県の動向を今後注視していきたいと考えております。

また、中津市、宇佐市、豊後高田市においても協議をしていくことにしております。

以上でございます。

**○議長(安達 隆君)** 4番、甲斐明美君。

**○4番(甲斐明美君)** この子ども医療費無料化について有効な支援の一つとして、拡充については国・県などの動向も見てということですが、県のほうでは50パーセントの市町村が中学卒業までの拡充をしております。子どもの成長を阻害する病気、難病と指定されないが、早めに治療することで後悔のないようにするには、治療費の壁があります。この前も話しましたが、ぜんそくの根本治療も同じです。ぜんそくで苦しむ人、難病で苦しむ人、たくさんおります。

全国保険医団体連合会では、医療費の無料化をしていない3つの自治体で調査した結果、経済的理由で治療を中断した子どもがいると答えた一般医療機関で50パーセント、歯科で64パーセント。この3つの自治体の歯科では、治療が必要で歯科治療をしていない子どもが、小学生では半分、中学生では3分の2。私が昨年、本市の子どもの治療状況の資料とほとんど変わりません。早く歯科治療、どこの科でも安心して行けるように、無料化の拡大をしてください。お考えをお聞きしたいと思います。

**○議長(安達 隆君)** 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

**○子育て・健康推進課長(安田祐一君)** 甲斐議員の再質問にお答えいたします。

先程もご答弁申し上げましたように、子ども医療費助成制度の拡充につきましては、非常に重要な課題でございますし、子育て支援の有効な支援の一つでございますが、小中学生の通院に係る医療費の自己負担分の助成につきましては、現状では拡充は困難でございます。

以上でございます。

**○議長(安達 隆君)** 4番、甲斐明美君。

**○4番(甲斐明美君)** 中津、宇佐、高田、3市の協議の状況についてはどうなんでしょうか。協議ができているのでしょうか。もし協議ができていないなら、なぜ協議ができないのかお答えください。

**○議長(安達 隆君)** 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

**○子育て・健康推進課長(安田祐一君)** 甲斐議員の再質問にお答えいたします。

協議関係につきましては、3市の子ども医療担当課長の会議を開催しております。県下の状況や子ども医療についての考え方など情報を共有しながら、さまざまな課題もございますので、今後、継続的に協議していくところとしております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） さまざまな問題があるということですが、どういう問題があるのですか。医師の人数とか、医師の疲弊の問題というならば、中津市民病院の問題が大きいというならば、その医師の人数は何人いれば無料化が実施できるのか、お答えをお願いしたいと思います。本市が移住の対象に選ばれるには、せめて医療費、中学卒業まで通院費無料というのが大きいと思います。ぜひ問題がありましたら、お答えください。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の再々質問にお答えいたします。

先程もご答弁申し上げましたように、子育て支援の非常に重要な課題でございます。そして、各市でご協議しておりますけども、さまざま課題もございますし、先程議員言われた中津市民病院の小児救急センターについても、これにつきましては、定住自立圏の形成に関する協定に基づきまして、関係自治体6自治体で連携し、定住自立圏内の小児救急医療の体制を維持していくために、安定的な医師の確保など負担金を支出し、財政的な支援などを行っているところでございます。

また、今後も引き続き安定的な運営が図られるよう、実務担当課で構成するワーキンググループ会議などを開催し、協議を重ねながら適正分野に取り組んでいくこととしておりますし、必要なときに必要な医療が受けられるよう、今後も支援してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 子ども医療費無料化は、みんなの願いです。ぜひともよろしく願いいたします。

次の2項目め、市内の小中学校の教職員の労務管理について。

1について。1年前と今回、セキュリティシステムの解錠・施錠の資料を出してもらいましたが、この資料を見ましても、教職員は長時間労働になっているのではないのでしょうか。前回の一般質問の後、どのような勤務改善をしたのかお伺いします。

○議長（安達 隆君） 甲斐議員、2番、3番と続

けてください。

○4番（甲斐明美君） 失礼しました。

2番について。特に中学生には部活があり、教職員も相当な時間をとり、過重労働になっております。どう考えていますか。

3番について。対外試合などで部員を引率する教職員の車の運転について、11月の末ごろ、佐賀県鳥栖市の長崎自動車道で、卓球部の中学生9人を乗せたワゴン車が事故を起こしたニュースがありました。本市でもこのようなことが起きないとも限りません。このようなときの教職員の責任というのはどうなるのでしょうか。お願いします。

○議長（安達 隆君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 甲斐議員の教職員の長時間労働の改善の取り組みについてお答えをいたします。

各学校では、長時間労働の改善に向けて勤務実態改善計画を作成し、計画に基づいて実践、見直しを行いながら業務の効率化を図り、子どもと向き合う時間の確保を行っています。各学校におきましては、ノー残業デー、ノー部活デーの設定、会議や学校行事の精選、校務分掌の効率化などの指導を行い、勤務状況を把握するための勤務時間外出入り簿の作成、文書配信システムの効率化、校長会や教頭会での負担軽減の取り組みについての研修などを行っているところであります。この取り組みによりまして、長時間労働における一定の改善が図られ、その結果として、現在193名の教職員の中で、病休者はゼロという成果にもつながっているのではないかと考えておりますので、一定の改善が図られたと考えておるところであります。

今後とも引き続き学校現場の状況把握に努め、長時間労働の改善を図るとともに、健康で元気に勤務する教職員の創造に向けて努力をしております。

次に、部活動時間の見直し、改善についてですが、各学校におきまして、下校時刻の設定、週1回のノー部活デー、土曜・日曜の活動の制限、さらには、外部指導者の活用などを行うとともに、生徒の能力、適性や興味・関心などに応じ、健康、安全に留意しながら適切な活動を行うよう指導しておるところであります。

次に、対外試合などでの部員を車で引率する際の教職員の事故時の責任についてでありますけれども、特に公式試合などでは、各学校で公共交通機関を利用することの指導を徹底しておるところであります。

12月15日

すし、万一に備え、教職員に不利益が生じないように努力をしておるところであります。

今後とも引き続き部員の送迎につきましては、学校、保護者との連携をしっかりと図りながら、それぞれの学校の実態に沿った、より安全で安心のできるような方法に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1について再質問をいたします。

1年前の12月議会で、学校のセキュリティーシステムから推測できる教職員の労働時間について質問しました。その時の答弁では、「教職員が心身ともに健康を維持・増進するとともに、児童生徒に向き合う時間を確保し、教育活動をさらに充実させるためにも、勤務時間の適正化に努めなければいけないと考えている」と言われました。先程の答弁でも、「勤務時間の適正化を努めている」というふうに言われたと思います。

しかし、今回、資料を出していただきまして、A小、B小、C中学のセキュリティーシステムの解錠・施錠時間をちょっと表にしてみました。これを見ましても、そう改善されているとは言えません。色分けは、ピンク色が平日20時以降、20時以降ということ、8時以降までいた施錠をされていなかったということです。緑色は、土日20時以降施錠された、20時過ぎまでいたということです。23時とかあります。そして、青いのが、やっと平日で20時前に施錠されたということですが、これも19時とか、18時50分とか、そのような時間です。これで改善されたと言えますか。

教育長にお聞きしたいと思いますが、資料の9ページから10ページの表を見ましてどのような感想を持ったのか、お答えをお願いします。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、甲斐議員の再質問にお答えいたします。

今回資料として出させていただいたものは、4月の時点です。4月といいますと、新学期であり、入学生の受け入れや学級経営、学校経営を円滑に運営するためにとっても大事な時期であり、他の月よりも学校の解錠時間が長くなっているものと考えられます。

昨年度と今年度のこの解錠時間を比べますと、高田小学校につきましては34時間15分、桂陽小学校につきましては16時間57分、高田中学校では18時間33分の短縮となっております。また、施錠時刻につきましても、昨年度に比べまして随分短縮をされております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再々質問をします。

4月の大事な時期ですが、大事な時期だからといって長く働いてもいいというわけではありません。短縮時間を言われましたけれど、20時以降までいるというのは、本当に異常じゃないでしょうか。最後に施錠する人は誰ですか。例えば、教頭ですか。それとも、不特定の教職員でしょうか。教頭が最後までいなければならない、とてもつらいと聞いたことさえあります。このまま教職員の長時間労働を見て見ぬふりをしてもよいものかと思います。この3校以外はセキュリティーシステムの時間を公開していませんので、もっとひどい学校もあるかもしれません。教職員本人はもちろん、家族も遅くなる日々不安を持っています。長時間労働は心身に影響を与えますし、家庭にも支障を及ぼします。せめてノー残業デーを設置して、本当の意味の早く家に帰る日をつくってください。これは本気でやらなくてはだめです。教職員は仕事をたくさん抱えていますので、校長・教頭に責任を押しつけても解決できません。来年も質問させていただきます。改善が見られるようにお願いします。今後、学校現場での労務管理はどうしますか。お考えをお聞きます。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、甲斐議員の再々質問にお答えいたします。

施錠・解錠につきましては、原則管理職が行いますが、一日の施錠・解錠が同一ではないと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願ひいたします。

また、先程教育長からご答弁をいたしました、勤務時間外出入り簿の作成をしておまして、各学校どのような状況かというのをこちらが把握しております。それをもとに各現場の状況把握をいたしまして、長時間労働の改善に今後も努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 教職員の労働時間の改善をよろしく願います。

2についてですが、特に中学生には部活があり、教職員も相当な時間をとり、過重労働になっております。この件についてはどう考えていますか。

○議長(安達 隆君) 教育庁学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁学校教育課長(小川 匡君) 部活動の活動につきましては、平日の取り組みについては、下校時刻の設定をし、夕食や家庭学習など、生徒の家庭での生活に影響が及ばないように配慮しながら行っております。また、教職員につきましても、過重労働にならないように管理職が管理をいたしまして、適正に活動できるように対応しております。

以上です。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 再々質問をいたします。

部活は、子どもたちにとって楽しくも苦しくもある時間ですが、達成感のあるものです。しかし、教職員の部活指導は、おわかりのように大変です。授業準備も充分でできず、悲鳴を上げている人もいます。子どもの部活も、休養日が必要であると文科省も認めています。下校時間の設定、ノー部活デーとか、そういったことも考えられているようですが、せめて平日1日、土日のどちらかは休養日にするなど、ガイドラインもつくり始めているようです。本市は、休養日という設定はどのようにしているのかお伺いします。

○議長(安達 隆君) 教育庁学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁教育課長(小川 匡君) それでは、再々質問にお答えいたします。

先程教育長がご答弁したように、下校時の設定や週1回のノー部活デー、土日の活動の制限等、また、外部指導者の活用などを行って、指導者の負担軽減にもつながっているのではないかなと思っておりますので、今後もそのような対応をしていきたいと考えております。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 3番について再質問ですが、教職員の好意で車を運転し、故意でなくても何が起るかわかりません。本市では、公共交通機関をなるべく使うようにしているということですが、まだ家族とか教職員の好意に甘えている部分があるのではないかと思います。教職員の負担を減らせる手だ

てをもっと考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(安達 隆君) 教育庁学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁学校教育課長(小川 匡君) それでは、甲斐議員の再質問にお答えいたします。

部員の送迎につきましては、学校、保護者としっかりと連携いたしまして、学校の実態に沿って、安全で安心できるような方法に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 次に、3項目め、高齢者における介護の総合事業について質問いたします。

本市では、来年度より予防給付の新しい介護予防・日常生活支援総合事業となります。利用者これまでより、よい支援になるように、市はどのように進めていくか考えをお伺いしたいと思います。

○議長(安達 隆君) 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長(丸山野幸政君) 介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業に関するご質問にお答えをさせていただきます。

この介護予防・日常生活支援総合事業は、新しい総合事業と呼ばれております。市町村の判断によりまして、事業開始を平成29年3月末まで猶予されておりましたので、本市は来年度、平成29年4月1日からサービスを開始します。

新しい総合事業の一番の大きな変更点は、要支援の方のデイサービスとホームヘルプサービスについて、国が定める予防給付から市町村の行うサービスに移行することです。

ご質問の市はどのように進めていくかについてお答えをする前に、現在の市の取り組み状況について、順を追ってご説明を申し上げたいと思います。一次予防、二次予防、支援の充実の順番でご説明をさせていただきます。

まず、各介護保険事業所で、高齢により身体の機能が落ちないように、専門職の指導で楽しく筋力トレーニングを行う健脚教室、そして、管理栄養士と歯科衛生士による、栄養改善とお口のケアを学ぶキラキラ健幸教室など、現在、多様な予防教室を実施しております。これはいずれも大好評をいただいております。

さらに、これまで地域サロンの設立を進めてきま

したが、今年度からその発展形として、予防のために運動したいというグループ、サロンの皆さんの下に、リハビリ専門職の方が地域の集会所で運動指導を行う、地域づくり専門職派遣事業に取り組みました。介護予防に効果のある週1回の運動をするサロン等を、地域でお世話をしていただいた方々のご協力の下、多くの皆さんにご参加をいただき、13カ所設立をすることができました。これは、これからももっともっとふやしたいというふうに思っております。これが一次予防の取り組みです。

そして、65歳以上の方で介護度の重い方を除いて全員に実施した高齢者ニーズ調査の結果により、予防に取り組んだほうがいいと思われる方については、集中的に筋力トレーニングを行って、もう一度元気になってもらう元気アップ教室を実施しております。

本市独自の特徴的なポイントは、年次計画を立てて、こちらからお誘いするというものでございます。お誘いするに当たりましては、市からお声をかけて、そして、地域包括支援センターの保健師がそのお宅を何度も訪問し、教室等へ参加するよう努力しておりますし、教室参加者には、初回、中間、最終と3回に分けて、その方の状態と今後の対応を議論するカンファレンスを実施しております。これが二次予防の取り組みです。

そして、ご高齢になって介護のサービスが必要になった方には、申請を受け次第、職員による迅速かつ適正な調査を行い、要支援の判定となった方には、専門職が連携して、どのようなサービスを提供するのが、その方のご家族にとってよいのかを議論する地域ケア会議の取り組みを進めております。これが支援の充実の取り組みです。

こうした取り組みによりまして、介護認定率も減少し、現在は大分県及び全国平均の率を下回っております。これは、介護を必要としない元気な高齢者の方がふえたということだと思います。

私ども市の目標は、いつまでも市民の皆さんに健康で長生きしていただき、できる限り住み慣れた地域で暮らしていただくことであります。こうしたことを考えますと、地域の実情に沿って取り組む新しい総合事業のサービス構築の基本は、既存のサービスを低下させることなく、本市がこれまで行ってきた一次・二次の介護予防の取り組みを継続し、そして、発展させること、これしかないと考えておりますので、こういった視点で準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 本市の取り組みがよくわかりました。介護予防というのを一生懸命やってくださって、介護を必要としない高齢者、元気な高齢者を今つくり続けているというふうに考えます。

16年前、介護は家族だけに負わせるのではなく、社会で責任を負うという精神の下で始まりました。先程課長が言われましたように、訪問介護と通所介護がこれまで全国一律の介護保険給付であったものが、市町村の総合事業に移行するわけです。そのために、その基準、内容、単価、利用料は各市町村でばらばらとなります。また、緩和サービスAというものを持ち込まれると、無資格者で短時間低価格などサービスの質が低下し、不満が出てくるおそれがあります。また、基本チェックリストだけで支援や介護が受けられるからと安易に考えていると、手すりなど住宅改修や福祉用具の貸与や購入を含め、一切の介護保険サービスは利用できません。これでは不十分なので、これまでどおり要支援・要介護認定を受けさせてもらいたいと思います。現在のサービスを維持、確保できるように、ぜひともこの計画を進めてほしいと思います。どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長（丸山野幸政君） 再質問にお答えをさせていただきます。

新しい総合事業の基本は、地域の実情に沿って取り組むものでございます。先程もご答弁申し上げましたとおり、既存のサービスを低下させることなく、本市がこれまで行ってきた一次・二次の介護予防の取り組みを継続し、そして、発展させることのできるよう、自立支援の理念に沿って準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再々質問をします。

一生懸命取り組んでいただけることと思いますが、軽度の要支援・要介護の人であっても、ある程度の良質のサービスを受けることで重症化を防げます。前回、一般質問で私が取り上げました福祉用具の貸与や、生活援助サービスが実質自費となる改悪案が、国民の反対で取り下げられました。地域でみんなと一緒に過ごしていきたいと思う高齢者を支えるためにも、3年間の移行猶予期間の中で最後に移行する

本市としては、待った分よい地域包括ケアシステムをつくり上げ、前よりよりよいサービスを広げて、利用者の負担が重くならないようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。ひとり暮らしの老人に悲しい状況が起こらないように、引き続き行き届いた配慮を切望いたします。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長（丸山野幸政君） 甲斐議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

基本的には、先程ご答弁申し上げましたとおりでございまして、介護保険法の理念であります自立支援の理念に沿って、サービスを提供できるように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 4項目めの引きこもりと就労についてです。

全国で15歳から39歳の引きこもりの人が推計約54万人に上ると、内閣府の結果が大分合同新聞に載っていました。40歳以上の人はこの数には入っていないので、もっといると思います。義務教育を終えた引きこもりの人の就労支援の取り組みはどうなっているのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） 引きこもりと就労についてのご質問にお答えします。

引きこもりの支援につきましては、本年第1回定例会で安達議員の一般質問にご答弁いたしましたとおり、18歳までは児童福祉法に基づき、要保護児童対策地域協議会の中で、中津児童相談所や警察、市の関係各課等と情報共有を図り、総合的に行っております。

18歳を過ぎますと、それまで制度の狭間に置かれてきた人が、将来的に生活困窮者となっているという現状を踏まえ、昨年4月から施行されました生活困窮者自立支援法に基づき、社会福祉課内に設置しております自立相談支援員が相談を受け、複合的な課題に対し、関係機関と連携を図りながら支援を行っております。

就労支援につきましては、引きこもりの方は対人関係を築けず、家から出ることができない方もおられますので、相談員が何度も訪問を繰り返し、少しずつ関係を築きながら、障がい者福祉施設等の利用による軽就労などにつなげております。また、一般

就労が可能な方につきましては、就労支援員がハローワークの出張相談や同行相談を行うなど、早期の就労に向けて支援を行っております。

引きこもりの問題は、当事者や家族が将来や経済的な不安を抱えるようになって初めて相談につながるが多いため、就労に結びつけるためには長期間の支援が必要となります。そのため、まずは、早期の相談に結びつけることが重要であることから、民生委員や関係機関などからの情報提供をお願いしているところであります。そういった状況がもしございましたら、ぜひ自立相談支援員へ情報提供をお願いできればと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再質問をします。

小中学校や高校などは、学校や教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど、たくさんの専門的な方々が対応してくれますが、一度学校を離れると、相談をするところも、かかわってくれるところもぐんと減ってきます。

先程課長も言われましたように、ことしの3月議会で安達かずみ議員が大人の引きこもりについて質問しましたが、その時は具体的な取り組みが示されませんでした。しかし、先程聞きましたら、人数ははっきりわかりませんが、就労支援に少しずつつけているということがわかりました。

資料要求では、引きこもりの状況の人数を聞いたのですが、わからないのでしょうか。人数が書かれてありませんでした。関係者がつかんでいる人だけでも、どれくらいいるのでしょうか。引きこもった人を外に向かせるのは本当に大変です。自立相談支援員、家庭相談支援員1人ずついらっしゃいますが、現在、具体的にどんな活動をしているのか、拠点があるのか、そのようなことを教えてください。お願いします。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） 甲斐議員の再質問にお答えします。

まず、引きこもりの数につきましては、先程ご答弁申し上げましたように、当事者、家族の方が不安を抱えるようになって初めて相談に結びつくことが多いということがありまして、その実態については、なかなかつかめないというのが実情でございます。

また、現在かかっている件数につきましては、現在継続的に18歳以上の方につきましては、自立相談

12月15日

支援員が6名の方に現在かかわっておるところでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 6名の方にかかわってくださるということですね。随分安心しました。

再々質問します。

ある親より、「娘が学校の時より引きこもりが続く、今大人になり、自分が年老いていくのに、子どもの将来が不安でたまらない。一番苦しいのは本人でしょう。外に出られない、生きがいが見つけられない、親に対して悪いなど考えているのでしょう。でも、いつか子どもが少しずつでも家の外に出て、病院や教育施設に行ったり、社会に出てほしい。私が死んだ後も、子どもが経済的に困らないように仕事を持ってほしいと思うばかりだ」と話されました。いろいろな事情で外に出るきっかけをなくしたのかもしれない。

3月議会で福祉課長も、引きこもりの問題は長期間の支援が必要なこと、早めの相談が重要、先程も言われましたけども、早期の支援を行うとともに、長期引きこもりの人を見捨てないでほしいと思います。

今回6月に社会文教委員会の議員研修がありました。秋田県藤里町に視察に行ってきました。藤里町は、人口約5,300人の町でした。そこでは、社会福祉協議会が引きこもり就労支援をしていました。拠点の「こみっと」というところから支援事業の展開をしており、平成22年から25年の間に36人が就労しました。一朝一夕にこうなったわけではありませんが、粘り強い活動の成果です。こういった事業の展開には、仕事として働ける専門的な人たちを始め、本市にある不登校対応の「ビリーブ」のような場所と、継続的な事業費が必要です。検討できないでしょうか。そして、電話相談のできる窓口をつくり、市民に周知してほしいと思います。お答えをお願いします。

○議長(安達 隆君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) 甲斐議員の再々質問にお答えします。

秋田県藤里町の就労準備支援施設等につきましては、第3回定例会でも安達議員よりご提案をいただいたところでございます。その時にもお答えをさせていただいたんですが、就労につなげるためにも非常に有効ではあるとは思っております。藤里町の取り組みをよく研究してまいりたいと、そういうふう

に思っているところでございます。

また、相談支援員については、引き続き相談員がおる相談窓口を周知を行ってまいりたい、そういうふうを考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) ぜひとも大人の引きこもりも見捨てないで、国全体でも相当な数があります。みんなが楽しくまた働ける、そんな社会を目指して頑張りたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

終わります。

○議長(安達 隆君) 一般質問を続けます。

8番、近藤紀男君の発言を許します。

8番、近藤紀男君。

○8番(近藤紀男君) 議席番号8番、新政会の近藤紀男でございます。通告に基づき一般質問を行います。本議会最後の質問者となりましたが、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、土地の所有者の不明化についてであります。昨日の阿部議員の廃屋に関する質問と重なる部分があるかと思いますが、できるだけかぶらないようにしていきたいと思っております。

所有者の居どころや生死が直ちに判明しない、いわゆる所有者不明の土地が、公共事業や災害復旧、また、耕作放棄地の解消、空き家対策、さらには、固定資産税の徴収が困難になるなど、公益上の支障となる事例が全国各地で広がっております。近年、このことが社会問題として捉えられるようになりまして、新聞各紙でも少しずつ取り上げられてきております。

この新聞であります。これは10月の13日の木曜日、大分合同の夕刊の新聞であります。「農地集約相続の壁」と大きな見出しで載っております。この記事の内容でありますけれども、意欲的な生産者に農地を集める農地中間管理事業を行う中で、世代交代で農地の相続が発生しても、所有者の名義変更手続が行われていないケースが多く、所有者と耕作者間で賃貸契約が結ばなくなっているという記事であります。このように、農業分野にも深刻な影響が出てきておりますし、本市におきましても、同様な事案があることも耳にしているところでございます。

所有者不明化の大きな要因の一つに、相続放棄や相続放棄があります。もともと不動産登記は、義務ではなく任意となっておりますことから、地価の下



落傾向の中で、山林や耕作放棄地をわざわざ相続登記するメリットを感じなくなり、相続を引き受けないなどの事例が数多く報告されております。とりわけ周辺部では、こうした事例が顕著になってきております。

そこで質問であります。所有者不明の土地は、制度的に一自治体の努力だけではさまざまに難しい部分がありますことは承知いたしておりますが、こうしたことが地域に拡散していくのを放置するわけにはいかないと考えます。本市における所有者不明の土地についてどのように考えておられるのか、その見解と、この実態の把握は現在どのようにされているのでしょうか。

2点目の質問であります。また、一部自治体では、所有者不明の土地への固定資産税の課税に対し、課税留保の措置を講じているところも散見されます。本市における固定資産税の徴収が困難な事案に対して、どのような措置を講じておりますか。お尋ねをいたします。

また、最後であります。現在、相続未登記への何らかの対策がなされているのかどうか、この対策について現在どのようにされているのかお答えいただきたいと思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 土地の所有者不明化のご質問の内、本市における所有者不明土地に関する見解及びその実態把握についてお答えをいたします。

所有者不明の土地であるかどうかにつきましては、市の事業説明や土地の購入等をお願いに行く場合、課税の段階、または、空き家や空き地など外見上で放置の状況が確認された段階などにおいて、所有者を調査してみないと現状ではわからないというのが状況であります。放置された土地は、草木が生い茂れば、ごみの不法投棄や有害鳥獣の通り道になるなど、周辺への影響もございますが、事象がない段階での実態把握というのは、大変困難な状況でございます。また、現状では、事後になりますけれども、地域からの情報やご協力もいただきながら対応していくしかないというのが実態でございます。

この土地の所有者の不明化の問題につきましては、国でも問題となっております。東日本大震災の災害復旧が進まない要因の内の一つとして、相続未登記の土地に対する議論が始まっているところであります。

本年6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2016では、個人消費の喚起の一つとして相続登記の促進も触れられておりますし、また、本年10月18日には、与党において所有者不明土地問題に対する議員懇談会が設立されておりますことから、今後、財産や土地に関する法律等の課題も議論がなされていくものと思われま。それに従って注視してまいりたいというふうにご考えておるところであります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 税務課長、近藤幸一君。

○税務課長（近藤幸一君） 土地の所有者不明化についての内の、本市の所有者不明の土地への固定資産税の課税及び徴収についてのご質問にお答えします。

本市の状況でございますが、平成28年度固定資産税に係る土地に関する納税義務者数は、課税標準額の法定免税点であります30万円以上の方が8,548人であり、調定額は2億2,796万2,000円でございます。

所有者不明の土地への固定資産税の課税についてでございますが、相続登記ができるまでの間、お亡くなりになった方のかわりに固定資産税を納めていただける方へ、相続人代表者の指定の届け出を市報等をお願いしているところでございます。また、相続人の届け出をいただけない場合は、地方税法に基づき、戸籍を調査して、相続人の代表者の方に納税通知書を送付しているところでございます。

議員お尋ねの課税留保については、現在、本市では行っておりません。ただ、相続人が特定されたとしても、納税通知書の送付先を確定できない場合においては、公示送達を行っております。

次に、相続未登記への対策についてでございますが、登記の手続については、市報やケーブルテレビで周知するとともに、税務課窓口においても、法務局への相続登記の申請をご案内させていただいております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 8番、近藤紀男君。

○8番（近藤紀男君） それでは、再質問をいたします。

ご答弁をお聞きしまして、所有者不明の土地の実態の把握は、対策は、やはり現状の制度では大変苦慮している様子が伺えたところでございます。

その中で、②項の所有者不明土地への固定資産税への課税及び徴収について再質問をいたします。た

12月15日

だいまのご答弁では、納税通知書の送付先が確定できない場合、公示送達を行っているとのことでありました。その件数は、過去3年間でそれぞれ何件ぐらい発生しているのかお答えいただきたいと思えます。

2回目の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 税務課長、近藤幸一君。

○税務課長（近藤幸一君） 議員ご質問の公示送達の過去3年間の件数についてでございますが、平成28年度が7件、平成27年度が6件、平成26年度が7件でございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 8番、近藤紀男君。

○8番（近藤紀男君） 公示送達を行っているのは、それぞれ6件から7件とのことでありました。さほど件数はありませんが、この公示送達と申しますのは、裁判所の掲示板に掲示されるだけですから、実際どこにいるかわからない相手が、まずこれを見ることはないだろうと思えますし、いずれ、やはりこの欠損処分となることに間違いはないように思えます。

本年3月、国土交通省から、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索、利活用のためのガイドラインが公表されております。しかしながら、地方自治体の現状を考えますに、抜本的な解消や解決策につながるものとは、私も若干見ましたけども、そうは思えません。何と申しましても、国政における土地法制の整備が急務であると考えております。市長会等を通じて、ぜひこのことを強く国に要望していただきたいというふうに思っております。

また、土地所有者へのきめ細かい対応で注目されております。京都府に精華町という自治体があります。ここでは、死亡届を受け付けた際、関係課に連絡をし、登記等に必要の手続をまとめた案内資料を相続人に送付をしております。ご答弁でも触れられておりましたが、相続人が来庁した際、固定資産税係が出向いて、法務局で相続手続が必要になることを説明し、その書類を手渡しております。さらに、農地や山林を所有しているかどうかを聞き取り、所有している場合は農業委員会に案内して手続を促すなど、関係する各課が連携して対応しております。そういう努力の結果、現在、まあどの程度か私は把握をしておりませんが、目に見えた効果があらわれているとされております。

きのうも阿部議員が今にも崩れそうな危険な廃屋

の対策について資しておりましたが、相続登記が任意でありましても、やはり地域が荒れ果てていくのを見て見ぬふりはできません。相続人本人が来庁するかどうかはわかりませんが、行政として所有者の不明土地を1件でも、少しでも少なくしていくことが求められていると考えます。答弁は求めませんが、さらなるご尽力を要望して、この質問を終わります。

続きまして、2項目めの質問に入らせていただきたいと思えます。2項目めは、救急医療についてであります。

先日、新聞報道でも載っておりましたが、12月の2日、本市消防本部に高度な救急救命措置の資機材を備えた高規格救急車が配備されました。車内には、AEDや輸血用機材、また、画像を県内の4つの医療機関に送る装置もつけられています最新鋭の救急車であります。大変心強く思っている市民も少なからずおられるものと思えます。

近年、救急搬送の人員数は年々増加傾向にあり、特に、高齢者の救急搬送は大幅に増加していると言われております。また、地方における救急医療の現状は、救急車の現場到着までの時間の上昇傾向や、医師の確保がままならず、救急患者のたらい回しや受け入れ拒否などが大きな課題となっております。また、救急救命士制度の運用から、救急現場から医療機関に搬送されるまでの間、いわゆる病院前医療を救急救命士が施すことによって、救命率の向上など、救急医療は格段に改善されてきているものと思えます。

人命にかかわる業務の最前線で、1年365日24時間フルタイムで大変なご苦労があらうかと思えますし、救急隊員、救急救命士の役割はますます重要になってきているものと考えます。

本市の平成27年中の救急件数は1,346件で、1,290名を搬送しています。これは、1年間に市民の約17人に1人が救急搬送されていることとなります。

約1年前になりますけれども、宇佐市の私の知り合いが、平日の午後5時過ぎ、市内の出先の路上で倒れ、意識がなくなり、一緒にいた方がすぐに救急車を手配をしました。救急車はすぐに到着しましたが、なかなか搬送をする病院が決まらず、急病人を乗せたまま約40分間、救急車がそこから動けなかったそうでありました。その際、救急患者受け入れ依頼を行った病院は8カ所にも及び、9つ目の病院でようやく受け入れが決まったそうでありました。宇佐市は、豊後高田市よりもはるかに病院数も多く、医師

会病院を始めとする救急指定病院も複数あります。宇佐市でもこうした事例は特異なこと、まれなことかもしれませんが、救急指定病院も市内の病院数も限られております本市での救急医療の現状がどうか、大変気がかりに思ったところでございます。

そこで、本市における救急医療体制の現状、その対策、対応について何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目の質問であります。本市の平成27年中の救急件数は、ただいまも申し上げましたが、1,346件で、1,290名が搬送されております。その内、休日や夜間の出動件数は何件でしょうか。また、搬送した患者の内、入院や手術を必要としない軽症救急及び重症並びに中等症救急の件数はそれぞれ何件でしょうか。

2点目であります。ただいまの出動件数に対して搬送者が56名少なくなっておりますが、その理由はどのようなことでしょうか。

次に、ただいまの救急出動で、1回から2回の問い合わせで受け入れが決まったのは何件で、5回以上の問い合わせが必要だったのは何件でしょうか。

4点目であります。その時の患者の症状によって搬送先の病院が確定されていくものと思いますが、本市で唯一の救急指定病院、高田中央病院での救急患者の年間の受け入れは、全体の約何割程度でしょうか。

最後の質問であります。平成21年、消防法の一部を改正する法律によりまして、各都道府県におきましては、傷病者の搬送及び受け入れを推進する実施基準が定められております。そして、この実施基準に関する協議等を行う協議会も設置をされております。本市における傷病者の円滑な搬送や、速やかな医療機関の受け入れに向けてどのような取り組みをしているのか。以上5点についてお答えいただきたいと思っております。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 消防長、榎本久光君。

○消防長（榎本久光君） 救急医療についての質問にお答えします。

平成27年中の救急搬送件数の内、休日・夜間の出動件数についてでございますが、休日の出動件数が25件、夜間の出動件数は514件となっております。

搬送した傷病者の疾病程度でございますが、入院加療を必要としない軽症が431件、入院を必要とするもので重症に至らない中等症が610件、3週間以上の

入院を必要とする重症が233件、死亡が16件となっております。

出動件数1,346件の内、搬送者数1,290名で56名少ない理由でございますが、家族等による救急要請で、救急隊が到着したときに明らかに死亡していた事案や、傷病者本人が搬送を拒否したために不搬送となったものでございます。

救急出動件数の内、1回から2回の問い合わせで受け入れ医療機関が決まった件数は1,184件で、5回以上の問い合わせで医療機関が決まった件数は24件となっております。5回以上問い合わせにかかった主な要因につきましては、ほとんどが休日・夜間の診療時間外で、整形外科領域などの医療機関に限定されたためでございます。

高田中央病院への年間搬送件数は575件で、全体の約45パーセントでございます。

議員ご指摘のように、受け入れ医療機関の選定困難事案解消のため、大分県では、平成23年3月に、大分県救急搬送協議会が傷病者の搬送及び受け入れ基準を策定しました。この実施基準には、傷病者の疾病状態により搬送先医療機関を選定できるようにマニュアル化され、その疾病に応じて受け入れ医療機関のリストが作成されております。当本部においても、この実施基準に基づきまして、速やかに医療機関へ傷病者を搬送しております。

当本部の取り組みでございますが、円滑な傷病者の救急搬送及び医療機関への受け入れができるよう、高規格救急車には、救急医療機関の医師へ車載のカメラによる救急患者の容体が把握できる画像伝送システムや、IP無線による通信ができる機器を装備しております。この機器によりまして、医師による搬送中の処置指示を受けることができますし、医療機関収容後の処置がスムーズにできるようになっております。

また、当本部の救急救命士は、本年度も県の実施基準の見直し作業にも参加しております。しかも、宇佐高田医師会病院、中津市民病院、佐藤第一病院、別府医療センター、大分大学医学部附属病院の検証医の先生方と事後検証会議を年6回開催しておりますし、各病院が開催します救急勉強会にも積極的に参加し、先生方を始め、医療従事者の方々と共通認識を深めているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 8番、近藤紀男君。

○8番（近藤紀男君） それでは、①項のいわゆる

12月15日

初期救急、軽症の患者、軽症救急について再質問をいたします。

ご答弁をお聞きしまして、救急搬送のやはり6割近くが、休日や夜間に集中しているように思っております。また、搬送した傷病者の内、ただいま答弁ありましたように、入院や加療を必要としない軽症者が431名でありました。救急搬送した全体の約3割が軽症者であります。この中には救急を要するものもあったかもしれませんが、先程のご答弁のように、家族等が救急要請しても、本人が救急搬送を拒否する事例など、やはりその多くは、救急搬送の必要のない事案であると考えられます。

本市の救急車の台数は、香々地に1台、本部に2台の合計3台であります。また、年間搬送件数の約5パーセントが、先程ご答弁のように、市外の病院へ搬送されております。一刻を争う重傷者が発生した場合、3台とも出払っていることも充分考えられると思っております。

近年、軽い症状でも救急車を安易に利用する人がふえ、社会問題となっておりますが、地域住民の皆さんにも救急医療への理解を深めていただく必要があると思っております。救急車の適正利用についてどのような取り組み、また、啓発を行っているのかお答えいただきたいと思っております。

2回目の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 消防長、榎本久光君。

○消防長（榎本久光君） それでは、近藤議員の救急医療についての再質問にお答えします。

消防本部の救急車の適正利用についての取り組みでございますが、毎年開催しております9月9日の救急の日、五月祭、こどもフェスタなどのイベントで、救急車の適正利用の啓発を行っているところでございます。

また、救急救命講習会や、地区で実施しております地区サロンで火災予防の講話を依頼されますが、このような機会を利用して、救急車の適正利用も同時にお願いしているところでございます。

当本部の搬送件数の内、先程議員が言いましたように、入院加療を必要としない軽症の搬送件数が431件と、全体の32パーセントを占めております。救急車の安易な利用は、本当に救急を要する方への対応がおくれ、市民の皆さんの大切な命を救うことができないおそれがございます。定期的な通院などのタクシーがわりに救急車を利用することは、ぜひ控えていただきたいと思っております。特に症状が軽く、

どの病院に行けばよいのかよくわからないといった場合は、当消防本部で医療機関などの情報提供もできます。ぜひお問い合わせするなどしていただきたいと思いますと思っております。

なお、問い合わせ先でございますけれども、119番ではなく、消防の代表電話であります7を回して、22-3108番のほうにお願いしたいと思っております。しかし、緊急に医療機関に受診しなければならない場合は、迷わずすぐに119番に救急車の要請をしていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 8番、近藤紀男君。

○8番（近藤紀男君） 再々質問であります。意見として述べてまいります。

軽症者が約、やはり全体の今32パーセントということでありました。救急車の適正利用について、これまで救急の日や五月祭等で啓発を行っているとのことでありました。こうしたことも大切なことと思っておりますが、やはり安易な救急車の利用は、一刻を争う事態が発生した場合、市民の命にかかわってくることでありますし、やはりもっと広範囲に、そしてまた、定期的に市報やケーブルテレビ等でも周知を図る必要があるのではないかというふうに思っております。

引き続きまして、③項の再質問であります。

救急出動において、医療機関への5回以上の問い合わせで搬送先が決まったのは、先程24件ということでありました。その理由につきましては、休日や夜間等の診療時間外で、外科などの分野に限られたためということでありました。この24件の搬送には、救急隊員皆さんの大変なご苦労があったものと思っております。

また、救急医療は、地域住民のやはり最後のよりどころでなくてはならないと思っております。しかしながら、医療機関側の都合で、消防や救急隊の努力だけでは何ともいかんともし難い部分がありますだけに、行政と消防、そして、医療機関や医師会などとの連携を今後どう深めていくのかが問われているように思います。そして、救急業務規定にもうたわれておりますように、関係医療機関との救急業務の実施について、常に緊密な連絡をとらなければならない、このことであろうと思っております。答弁は求めませんが、関係各位の引き続きのご尽力をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。あすから12月21日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、12月22日午前10時に再開し、各委員長報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。なお、討論の通告は12月20日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 安 達 かずみ

豊後高田市議会議員 中 尾 勉